

京都市告示第 320 号

京都市男女共同参画センターのフィットネスルームを休所します。

平成 22 年 12 月 10 日

京都市長 門川 大作

1 休所する日

平成 22 年 12 月 13 日（月）～平成 23 年 1 月 5 日（水）

2 休所の理由

空調設備改修工事のため

（文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課）